

## 使用済自動車の再資源化等に係る行政処分基準

制定 令和8年6月1日

### (目的)

第1条 この基準は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づき横浜市長が行う行政処分に関して、必要な事項を定めることにより、行政処分を公正かつ適正に行うことを目的とする。

2 使用済自動車、解体自動車、特定再資源化物品及びそれら进行处理する過程で発生した廃棄物の処理に関し、法第121条から第124条までの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が適用されることにより行政処分を行う際の基準と事務手続は、本市の定める産業廃棄物処理業者等に係る行政処分基準または横浜市一般廃棄物処理業者等に対する処分基準による。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語については法令等に準拠する。

(1) 「登録」とは、法第42条第1項における引取業または法第53条第1項におけるフロン類回収業の登録をいい、そのどちらかもしくは両方を有する事業者を「登録業者」という。

(2) 「許可」とは、法第60条第1項における解体業または法第67条第1項における破砕業の許可をいい、そのどちらかもしくは両方を有する事業者を「許可業者」という。

(3) 「行政処分」とは次のいずれかをいう。

ア 法第20条第1項から第3項の規定に基づく関連事業者に対する勧告、フロン類回収業者に対する勧告、関連事業者に対する命令

イ 法第51条第1項第1号から第4号、又は法第58条第1項第1号から第4号の規定に基づく登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）

ウ 法第66条第1号から第4号（法第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）

エ 法第51条第1項第1号から第4号、第58条第1項第1号から第4号、又は法第66条第1号から第4号（法第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令（以下「事業停止命令」という。）

### (行政処分)

第3条 市長は、登録業者及び許可業者が違反行為をした場合、行政処分を行うことができる。なお、登録の取消し及び許可の取消し、事業停止命令についての処分要件及び処分内容は別表第1及び別表第2に掲げる通りとする。

### (軽減措置)

第4条 市長は、行政処分の内容を軽減するに足りる相当の理由があると認められるときは、別表1及び2に定める処分の内容を軽減することができる。この場合において、許

可の取消処分にあつては30日停止処分に、事業の30日停止処分にあつては10日停止処分にするものとする。

(行政処分をしようとする時の手続)

第5条 市長は、行政処分を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項各号に該当する場合を除き、同条第1項の規定に基づき、当該登録業者及び許可業者について聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

2 前項の規定による聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知は、聴聞の期日又は弁明書の提出期限の10日前までに行うものとする。

(公表)

第6条 市長は、行政処分を行った場合は、当該行政処分を受けた者の名称、当該行政処分の内容、当該行政処分を受ける原因となった事実その他必要な事項（以下「行政処分の事実等」という。）について、次の方法により公表するものとする。ただし、公表することにより、個人の権利利益を著しく害するおそれがあるときは、行政処分の事実等の一部を公表しないことができる。

- (1) 報道機関への情報提供
- (2) 横浜市ホームページへの掲載
- (3) 横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課における閲覧

(報告又は通知)

第7条 市長は、行政処分を行った場合は、当該行政処分の事実等について、他の都道府県、政令で定める市及び環境省に連絡するものとする。

2 市長は、登録及び許可の取消しに関し、第5条の規定による聴聞の通知の到達後、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃止届（事業の全部の廃止の場合に限る。）があった場合には、当該届出を行った者が法第45条第1項第4号、法第56条第1項第4号及び62条第1項第2号二に該当する旨を関係機関に通知するものとする。

附 則（令和8年6月）

(施行期日)

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1

No	条項	処分事由	処分内容
1	法第42条第1項又は法第53条第1項	(無登録営業) 登録をせずに自動車の引取もしくはフロン類の回収を業として行う。	登録の取消し (許可がある場合は許可の取消し)
2	法第42条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む)又は第53条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む)	(不正の手段による登録) 不正の手段により引取業もしくはフロン類回収業の登録、又は更新をした。	登録の取消し
3	法第45条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、又は第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号	(欠格要件) 欠格要件に該当する。	
4	法第122条第11項	(使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反) 政令で定める基準に従わず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する。	
5	法第51条第1項又は法第58条第1項	(事業停止命令違反) 事業の停止を命ぜられ、これに従わない。	
6	法第20条第3項	(引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反) 引取り、引渡し、再資源化に関し命令に従わない。	
7	法第90条第3項	(移動報告に関する命令違反) 移動報告に関し命令に従わない。	登録の取消し、又は六月以内の期間を定めた全部若しくは一部の事業停止命令
8	法第51条第1項第2号又は第58条第1項第2号	(登録基準不適合) 登録基準に適合しない。	
9	法第46条第1項、第48条第1項(第59条において準用する場合を含む)、第57条第1項	(関連事業者の業廃止・変更届出義務違反) 規定の変更事項について、届出を行わない又は虚偽の届出をした。	事業停止命令 30日
10	法第130条第1項又は第3項	(報告の徴収における報告拒否、虚偽報告) 報告をせず、又は虚偽の報告をした。	
11	法第131条第1項又は第2項	(立入検査拒否・妨害・忌避) 検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
12	法第50条(第59条において準用する場合を含む。)	(標識の表示義務違反) 主務省令で定める標識の掲示を行わない。	事業停止命令 10日
13	法第51条第1項第4号又は第58条第1項第4号	その他の違反行為	

別表第2

No	条項	処分事由	処分内容
1	法第60条第1項又は法第67条第1項	(無許可営業) 許可を受けず自動車の解体若しくは破碎を業として行う。	許可の取消し (登録がある場合は登録の取消し)
2	法第122条第11項	(使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反) 政令で定める基準に従わず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する。	許可の取消し
3	法第66条 (法第72条において読み替えて準用する場合を含む。)	(事業停止命令違反) 事業の停止を命ぜられ、これに従わない。	
4	法第70条第1項	(破碎業の無許可変更) 許可を受けずに破碎業の事業範囲の変更を行う。	
5	法第20条第3項	(引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反) 引取り、引渡し、再資源化に関し命令に従わない。	
6	法第90条第3項	(移動報告に関する命令違反) 移動報告に関し命令に従わない。	
7	法第66条第2号 (法第72条において準用する場合を含む。)	(不正の手段による許可) 不正の手段により許可を取得、または更新をした。	
8	法第62条第1項第1号又は法第69条第1項第1号	(施設の許可基準違反) 自己の事業の用に供する施設又は自己の能力が規定の基準に適合しない。	
9	法第62条第1項第2号又は法第69条第1項第2号	(欠格要件) 欠格要件に該当した。	許可の取消し
10	法第16条第5項(法第18条第8項において準用する場合を含む。)	(全部利用者への引渡書面の保存義務違反) 解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したとき、その事実を証する書面を、その引渡しの日から5年間保存していない。	事業停止命令 30日
11	法第63条第1項、法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)、法第71条第1項	(関連事業者の業廃止・変更届出義務違反) 規定の変更事項について、届出を行わない又は虚偽の届出をした。	
12	法第130条第1項	(報告の徴収における報告拒否、虚偽報告) 報告をせず、又は虚偽の報告をした。	
13	法第131条第1項	(立入検査拒否・妨害・忌避) 検査を拒み、妨げ、又は忌避した。	
14	法第65条(法第72条において準用する場合を含む。)	(標識の表示義務違反) 主務省令で定める標識の掲示を行わない。	事業停止命令 10日
15	法第66条第1号 (法第72条において準用する場合を含む。)	その他の違反行為	